【大分銀行アプリご利用規定】

大分銀行アプリご利用規定（以下「本規定」といいます）は、株式会社大分銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォン向けアプリケーション「大分銀行アプリ」（以下「本アプリ」といいます）のご利用条件を定めるものです。本規定および「おおいたぎんこうダイレクトバンキングご利用規定」のほか、当行が別途定める各関連規定の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

第1条　サービスの内容

1．本アプリで当行が提供するサービス（以下「本サービス」といいます）では、次項以降に定めるサービスをご利用いただけます。なお、本サービスを利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種に限られます。また、本サービスの利用は、日本国内に限られます。

2．「アプリ口座照会」

当行所定の手続きでご登録いただいた口座の残高、入出金明細を照会することができます。

3．「スマート通帳」

当行所定の手続きでご登録いただいた口座の前日以前の入出金明細を保存、表示、およびファイル出力することができます。また、本アプリに保存された入出金明細に、任意に入力する文字等をメモ登録することができます。

4．「目的別預金」

当行所定の手続きでご登録いただいた口座で、目標金額・期限を設定してお金を貯めることができます。

5．「スマホATMサービス」

本アプリから当行が提携するセブン銀行のATM（以下「セブン銀行ATM」といいます）で入出金のお取引ができます。

6．「プッシュ通知による情報配信」

お客さまのスマートフォン等の画面へ当行の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナーなどの情報を配信することがあります。この際、お客さまのスマートフォン等の位置情報を利用することがあります。なお、配信を希望されない場合は、本アプリの設定画面にてお知らせ受信の設定、位置情報の送信設定をオフにしてください。

7．「ワンタイムパスワード」

当行の個人向けインターネットバンキングサービス「おおいたぎんこうダイレクト」（以下「IB」といいます）で利用するワンタイムパスワードを表示することができます。

第2条　規定への同意

本規定にご同意いただけないお客さまは、本サービスの利用も本アプリのダウンロードもできません。

第3条　ご利用条件

お客さまは、本規定にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

1．本サービスは、普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードをご利用されている個人のお客さま本人が対象です。また、事業用途でのご利用は本サービスの対象ではありません。

2．あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン等において利用できる状態にしてください。

3．本サービスのご利用に際しては、IBも合わせてご契約いただきます。本アプリで提供するIBの各種サービスは、当行の判断によりそのサービスの利用を全部または一部制限する場合があります。本アプリでのIBの取引は、「おおいたぎんこうダイレクトバンキングご利用規定」に従うものとします。

4．システムメンテナンスなどにより本サービスを利用できない時間帯がありますので、当行ホームページで確認してください。

第4条　利用登録

1．お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまがご利用されるスマートフォン等にて、メールアドレス、普通預金口座の店番号・口座番号、キャッシュカードの暗証番号等、画面に指定する項目を入力のうえ、アプリ暗証番号等を本アプリに登録してください。

2．お客さまがIBを利用されていない場合、前項の登録は、IBの利用申込を兼ねるものとします。

3．お客さまのIBの代表口座を本サービスの代表口座とし、代表口座を変更することはできません。

4．本サービスのご利用には、本アプリを起動し、アプリ暗証番号等を入力してください。なお、生体認証機能（お客さまがご自身の端末に登録されている生体情報を利用する方法をいいます）を利用するとアプリ暗証番号等の入力を省略することができます。ただし、生体認証の利用は、当行所定の機能を備える端末とします。生体認証で利用するお客さまの生体情報は、当行では取得・保存しません。

5．本サービスのご利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。

第5条　本人確認

本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォン等から当行に送信していただくアプリ暗証番号等を当行が照合するなど当行所定の方法により行ないます。ただし、位置情報を利用した「プッシュ通知による情報配信」のみをご利用される場合は、この限りではありません。

第6条　アプリ暗証番号等の管理

お客さまは、お客さまのスマートフォン等が第三者の手に渡り、かつアプリ暗証番号等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてス

マートフォン等およびアプリ暗証番号等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第7条　スマートフォン等の管理

1．お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等が第三者の手に渡らないように厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。

2．お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等のセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審なwebサイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策をおすすめします。

第8条　スマート通帳

1．預金の受入れ

スマート通帳の預金口座にATMやIBで取引ができない大口の現金、硬貨を受入れるときは、当行所定の書類に記入して、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店に提出してください。

2．預金の払戻し等

（1）スマート通帳の預金口座から現金自動入出金機（以下「ATM」といいます）やIBで取引ができない大口の現金、硬貨の払戻し等をするときは、当行所定の払戻請求書等に記名押印（届出印）して、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店に提出してください。

（2）前号の手続きに加え、当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。

3．預金口座の解約

（1）スマート通帳の預金口座を解約する場合には、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示および届出印を持参のうえ、当行本支店に申出てください。

（2）前号の手続きに加え、当該預金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

4．通帳によるサービスについて

スマート通帳の預金口座は、ATMによる振替入金等の通帳によるサービスはご利用いただけません。

5．通帳からスマート通帳への切替

（1）お客さまは、当行所定の方法により、通帳をスマート通帳に切り替えいただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、お申込みいただくことができません。

（2）通帳をスマート通帳に切り替えた場合、通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。

（3）切替時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳いたしません。当該明細は、本アプリのスマート通帳でご確認ください。

6．スマート通帳から通帳への切替

（1）スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の切替申込書に記名押印（届出印）して、当該預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに当行本支店に提出してください。

（2）スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。

第9条 目的別預金

1．概要

（1） 目的別預金口座とは、本アプリで開設することができる、通帳やキャッシュカードを発行しない（媒体不発行方式）貯蓄預金口座です。開設にあたっては、本アプリ上で当行所定の方法によりお申込手続きを行ってください。

（2）既存の貯蓄預金口座を目的別預金口座へ切り替えることはできません。本口座を媒体発行方式の貯蓄預金口座へ切り替えることもできません。

2．お取引の制限等

目的別預金口座を開設する際に、お客さまが指定した本アプリに登録されている普通預金口座（以下「紐づけ口座」といいます）との間での振替のみご利用いただけます。そのため、お預け入れ、払い戻し等のお取引をATMや当行本支店窓口で行うことはできません。また、各種料金等の自動支払いをすること、給与、年金および配当金の自動受取口座として指定すること、IBに登録することもできません。

3．自動積立機能

（1）紐づけ口座から目的別預金口座への手動振替とは別に、毎週または毎月の指定日に紐づけ口座から目的別預金口座への自動積立を行う機能です。なお、同一月に手動で振替を行っても、自動積立は実施されます。

（2）指定日の当行所定の時間に自動積立の振替処理が実施されますが、紐づけ口座の預金残高が、積立合計金額より少ない場合、すべての振替は行なわれません。なお、貸越契約を行っている場合であっても、残高不足の場合に貸越は発生しません。その後紐づけ口座に追加入金があっても、再振替処理は行われません。

（3）自動積立設定の登録・変更・削除は、振替日の前日までに実施ください。

4．目的別預金口座の解約等

（1）本アプリの利用解除を行った場合または本アプリから目的別預金口座の解約を行った場合、目的別預金口座は解約されます。

（2）目的別預金口座の解約により、目的別預金口座内の残高は、全額紐づけ口座へ入金されます。ただし、お客さまのご利用状況によっては、目的別預金口座を解約できない場合があります。

5．貯蓄預金規定の適用

本規定は、普通預金規定、貯蓄預金規定に優先して適用されます。本規定に定めのない事項については普通預金規定、貯蓄預金規定にもとづいてお取扱いします。

第10条　スマホATMサービス

1．概要

セブン銀行ATMでスマホATMサービスの利用を選択して、セブン銀行ATMの画面表示に従って本アプリおよびセブン銀行ATMの操作を行うことにより、キャッシュカードを使用せずにセブン銀行ATMから本アプリに登録された普通預金口座への現金の預入または現金の払戻が可能となります。

2．利用条件

（1）本アプリでのワンタイムパスワードサービスの利用登録が完了している場合にのみご利用いただけます。

（2）スマホATMサービスで現金の預入または払戻しができるATMは、セブン銀行ATMに限ります。

3．現金の預入れ

セブン銀行ATMでスマホATMサービスの利用を選択して、セブン銀行ATMの画面に表示された操作手順にしたがってセブン銀行ATMに預入に係る現金を投入するとともに、本アプリおよびセブン銀行ATMで所定の操作を行ってください。

4．現金の払戻し

（1）セブン銀行ATMでスマホATMサービスの利用を選択して、セブン銀行ATMの画面に表示された操作手順にしたがって、本アプリおよびセブン銀行ATMで所定の操作（当行届出のキャッシュカードの暗証番号と払戻し金額の入力を含む。）を行ってください。

（2）セブン銀行ATMで用意されている紙幣等が不足している場合には、スマホATMサービスによる現金の払戻を中止するか、セブン銀行ATMの画面に表示された範囲で改めて払戻金額をセブン銀行ATMに入力するかのいずれかを選択してください。後者を選択した場合にはセブン銀行ATMに入力した金額の払戻が行われるものとします。

（3）お申し出等により、ATM取引が制限されている場合は、スマホATMサービスによる現金の払戻はできませんので、あらかじめ停止状態を解除してから前項の操作をしてください。

（4）セブン銀行ATMでの1回あたりの払戻限度額は、当行があらかじめ定めた額、お客さまが当行所定の方法により個別に設定した1回あたりの払戻限度額またはセブン銀行所定の金額のうち、最も低い金額とします。また、セブン銀行ATMでの1日あたりの払戻限度額は、当行があらかじめ定めた額またはお客さまが当行所定の方法により個別に設定した1日あたりの払戻限度額のいずれか低い方の金額の範囲内とします。なお、払戻し金額の単位は、セブン銀行ATMについて当行またはセブン銀行が定めた金額とします。

（5）当行は、セブン銀行ATMの操作の際に入力されたキャッシュカードの暗証番号と、当行届出のキャッシュカードの暗証番号とが一致することを、当行所定の方法により確認して現金の払戻しを行います。暗証番号の不一致が当行所定の回数を超えた場合、スマホATMサービスおよびキャッシュカードでのATM取引を停止させていただきます。

5．セブン銀行ATMの利用手数料

（1）セブン銀行ATMを利用して現金を預入れる場合および現金を払戻す場合には、キャッシュカードを使用する場合と同様の判定基準により、当行およびセブン銀行所定の利用手数料をそれぞれいただきます。なおこの場合、セブン銀行所定の利用手数料は、次項に基づき引落しをしたうえで当行からセブン銀行に支払います。

（2）第1項の利用手数料は、いずれも現金の預入時および払戻時に当該預金口座から自動的に引落します。

6．スマホATMサービスの利用停止・解除

スマホATMサービスの利用停止を行いたい場合または利用停止を解除したい場合は、当行所定の方法により申込み手続きを行ってください。

第11条　サービス内容の追加・変更・中止

当行は、本サービスの内容をお客さまに事前に通知することなく追加・変更・中止することがあります。

この場合には、当行は実施日および実施内容等を当行ホームページに掲載する等により告知し、実施日以降は実施後の内容により取扱うものとします。

第12条　サービスの終了

1．当行は、当行の都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

2．お客さまが本アプリに登録しているすべての口座契約を解除された場合またはIBを解約された場合は、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。

第13条　本サービスのご利用に際してのご注意

1．本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も含みます）。

2．お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。

3．本サービスを利用するためにお客さまがご利用になるスマートフォン等を変更される場合には、旧スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォン等を処分される際も、当該スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。

4．お客さまは、当行所定の方法により、本アプリを利用解除することができます。スマートフォン等から本アプリを削除された場合、本アプリで保持している各種情報は消去されます。削除した後に、同一のスマートフォン等で本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、利用登録を行っていただく必要があります。なお、これらの行為によりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負

いません。

5．第三者の作成した類似アプリにご注意ください。アプリ暗証番号等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある、本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのアプリ暗証番号等やスマートフォン等の端末内の情報が漏えいする可能性があります。

6．当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「バージョンアップ」といいます）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードや再度利用登録が必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォン等の設定その他のご利用環境によっては、バージョンアップ後の本アプリがご利用になれない場合があります。

7．スマートフォン等を盗難・紛失された場合には、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へ連絡し回線停止のお手続きを行ってください。

第14条　免責事項等

1．本人確認

本規定第5条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうえは、当行は利用者をお客さまとみなし、アプリ暗証番号等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2．本アプリの作動に係る不具合等

本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォン等に与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。

3．通信手段の障害等

次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

（1）当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合

（2）災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合

（3）公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまの取引情報等が漏洩した場合

（4）当行以外の第三者の責に帰すべき事由があった場合

第15条　規定の準用

本規定に定めのない事項については、関係する当行の各種預金規定、キャッシュカード規定、おおいたぎんこうダイレクトバンキングご利用規定等関係する各規定の定めにより取扱います。

本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第16条　規定の変更

1．本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

2．前項による本規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

3．前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第17条　本アプリの権利帰属・利用範囲等

1．本アプリの著作権その他の知的財産権は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

2．お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。本サービスに基づくお客さまの権利および預金等の譲渡・質入れ等はできません。

3．当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第18条　準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2026年11月16日改訂